平成３０年（フ）第５９８号
埼玉県入間市高倉１丁目９番20号　高倉マンション612、開始決定時の住所横浜市青葉区荏田北１丁目２番地１　プラットフォーム207
破産者　福田　笑子
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６４９号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹１丁目９番14号　ＨＩＳＡコート湘南202、前住所神奈川県茅ケ崎市菱沼１丁目５番33号
破産者　沼田　耕志
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２号
石川県加賀市伊切町レ22番地の４
破産者　荒井さとみ
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第１５号
石川県能美市浜開発町丁４番地１　榎の実102号、従前の住所石川県能美市大浜町ム７番地１　信開セルーラ寺井Ａ―1201号
破産者　仲本　一道（旧姓古瀬）
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第１７号
石川県加賀市七日市町イ22―２、住民票上の住所石川県白山市千代野東四丁目２番地14
破産者　中口　邦彦
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第１１号
福井県鯖江市横江町１丁目１番18号
破産者　大田　紀子
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７号
静岡県掛川市掛川890番地の１
破産者　根来　真一
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第２１４号
愛知県岡崎市森越町字三円75番地　グリーンハイツ三円　201、前住所愛知県西尾市平坂町梨子山17番地５　エスポワール平坂204号室
破産者　白木　　稔
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４号
明石市魚住町長坂寺730番地　県住９棟203号
破産者　東田　哲男
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２４０号
兵庫県明石市大久保町谷八木799番地の１、前住所兵庫県明石市大久保町谷八木1632番地パール・グレイス405号
破産者　保井　重明
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
鳥取県鳥取市東今在家87番地42、旧住所鳥取県鳥取市立川町６丁目114番地
破産者　西原　司朗
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３８号
鳥取県八頭郡八頭町船岡486番地２　グループホーム陽だまりの家ふなおか、住民票上の住所鳥取県八頭郡八頭町島340番地２
破産者　多内チヨ子
法定代理人成年後見人　淺井　浩二
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４１号
徳島県板野郡北島町中村字東中須１番地25
破産者　島田　正典
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０８号
香川県高松市太田下町1743番地２　サングリーン太田Ａ棟202
破産者　赤刎　弘史
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１０４号
北九州市戸畑区福柳木２丁目15番24号（ウィンディア福柳木102）
破産者　山下菜津美
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１５８号
北九州市小倉北区馬借３丁目４番７―403号
破産者　渡邉みよ子
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３１６号
宮崎市恒久２丁目９番地３　平野ビル310号、前住所宮崎県西諸県郡高原町大字広原2823番地３
破産者　奥　　三郎
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３６２号
宮崎市大字田吉2437番地６、前住所宮崎市城ケ崎３丁目６番地４　フルータＦ号
破産者　濵砂　秋雄
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係